

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人群馬大学業務方法書（平成16年5月24日文科科学大臣認可）に基づき、国立大学法人群馬大学（以下「法人」という。）における内部統制システムの体制整備及びモニタリングを行うために必要な事項を定める。

(目的)

第2条 内部統制システムは、業務の有効性及び効率性の向上、業務に関わる法令等の遵守、資産の保全並びに財務報告等の信頼性の確保を目的とする。

(学長の責務)

第3条 学長は、法人の内部統制システムの整備及び運用に関し、次条に規定する内部統制担当役員を統括し、その最終責任を負う。

(内部統制担当役員)

第4条 法人に内部統制担当役員を置き、各理事をもって充てる。

- 2 内部統制担当役員は、所掌する業務における内部統制システムの整備及び運用を推進し、その状況を把握し、又は監督する。
- 3 前2項に定めるもののほか、法人の内部統制システムに関し、複数の業務にわたる事項又は共通する事項については、総務・財務担当理事が統括し調整する。
- 4 内部統制担当役員は、内部統制上の重大な問題が発生した場合、又は不正行為等を発見し若しくは報告があった場合には、直ちに学長及び監事に報告し、併せて必要な緊急措置及び是正措置を講じなければならない。
- 5 内部統制担当役員は、内部統制システムの推進に関し、必要に応じて職員の意見を聞く機会を設ける。
- 6 内部統制担当役員は、第7条に規定する内部統制委員会に、内部統制の整備及び運用状況を定期的に報告する。

(内部統制推進責任者等)

第5条 学部等に内部統制推進責任者を置き、学部等の長をもって充てる。

- 2 内部統制推進責任者は、各学部等における内部統制システムの整備及び運用を推進し、その状況を把握し、又は監督する。
- 3 内部統制推進責任者は、内部統制の不備を発見した場合には、直ちに内部統制担当役員に報告し、速やかに是正措置を講じなければならない。
- 4 内部統制推進責任者の下に内部統制推進副責任者を置き、各事務部の長等をもって充てる。
- 5 内部統制推進副責任者は、内部統制推進責任者の業務を補佐する。

(職員の役割)

第6条 職員は、本学の理念、基本方針等の実現のため、自らの職務の位置付け及びその重要性を認識するとともに、内部統制活動に積極的に関与するものとする。

(内部統制委員会)

第7条 法人に内部統制委員会を置き、国立大学法人群馬大学組織規則第10条に規定する役員会をもって充てる。

- 2 内部統制委員会は、法人における内部統制を整備し、継続的に見直しを行う。
- 3 内部統制委員会は、内部統制の整備及び運用に関し、必要に応じて改善策を検討する。

(モニタリング)

第8条 内部統制システムが有効に機能していることを確認するため、次の各号に掲げるモニタリングを実施する。

- (1) 日常的モニタリング
 - (2) 独立的評価
- 2 日常的モニタリングは各業務において教職員の自己点検及び相互牽制並びに承認手続きにより行う。
 - 3 独立的評価は監事による監事監査、監査室による内部監査及び会計監査人による監査により行う。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、学長が行う。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、内部統制について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和2年7月15日から施行する。